

スイスにおける CO₂ 税の導入状況について

スイスでは、2000 年に「CO₂ 削減連邦法」が成立し、まず、エネルギー・交通・環境・財政の各分野で政策措置を講ずるとともに、自主的取組を行い、それらの取組だけで削減目標の達成が困難な場合には、新たに CO₂ を導入することが決定されていた。

2005 年 3 月 23 日、スイス連邦議会は、交通用燃料を除く燃料に対して CO₂ 税の導入を決定した。2006 年から CO₂ 1 トンにつき 35 フラン (約 3000 円) の税を徴収する。また、運輸用燃料については、自主的な徴収制度 (気候サンチーム) が導入される。気候サンチームが 2007 年末までに十分な効果をあげなかった場合、CO₂ 税をガソリン等の運輸用燃料にも対象を拡大することとされている。

議会の要請により、DETEC (環境・交通・エネルギー・通信省) は、具体的な適用に向けた準備や、いくつかの課題について、詳細な検討を行うことが求められており、これに関連する意見書が夏までに連邦議会に提出される予定である。

【スイス環境・交通・エネルギー・通信省の記者発表資料（仮訳）】

燃焼用燃料に対する CO₂ 税

及び運輸用燃料に対する「試行的」気候サンチーム

2006 年から化石燃料に対する CO₂ 税が導入される。また、運輸用燃料については、自主的に徴収される「気候サンチーム」によって、経済界が CO₂ 排出削減に寄与する方法が導入されることとなった。気候サンチームが 2007 年末までに十分な効果をあげなかった場合、CO₂ 税をガソリンにも広げることになっている。これらの措置は、法律で規定される環境目標の達成のために連邦議会が水曜日（2005 年 3 月 23 日）に選択した方針である。DETEC（環境・交通・エネルギー・通信省）は、具体的な施行に向けての準備や、いくつかの課題を詳細に検討しなければならない。これに関連する意見書は夏までに連邦議会に提出される予定である。

2004 年 10 月 20 日、連邦議会は、CO₂ 法の目標達成に向けた 4 つの案に関する意見聴取を開始した。最初の 3 案は、いずれも CO₂ 税を含むものである。4 番目の案は、自主的に徴収される気候サンチームのみを採用するものであった。2005 年 1 月 20 日に終了した意見聴取手続きの結果によると、意見はきれいに分かれた。しかし、第 1 案～第 3 案の、燃焼用燃料に対して適用される CO₂ 税は、過半数の回答者が支持していることが明らかとなった。一方、運輸用燃料に関しては、CO₂ 税、気候サンチームともに、圧倒的な支持を集めるに至らなかった。

意見聴取の結果に基づき、連邦議会は、2005 年 3 月 23 日、燃焼用燃料に適用する CO₂ 税の導入を決定した。2006 年から CO₂ 1 トンにつき 35 フランの税を徴収する。これは、暖房用オイル 1 リットルあたり約 9 サンチーム(0.09 フラン ≒ 約 76 円) に相当する。また、連邦議会は、自主的に徴収される気候サンチームにも可能性を残すことを決定した。ただし、こちらの方式には期限が設定される。すなわち、2007 年末までに、気候サンチームが実施されないか、あるいは十分な効果をあげない場合、連邦議会は、CO₂ 税をガソリンにも広げることになる。ただしこの場合、ディーゼル燃料には CO₂ 税を適用しない可能性がある。

<CO₂ 税の収入の再配分>

燃焼用燃料に適用される CO₂ 税は、いわゆる租税ではなく、インセンティブ効果を有する課徴金であり、その収入は国民と経済界に再配分されることにな

る。1人あたり年間46フランが医療基金を介して国民に還元される。エネルギー消費に関心のあるすべての人々、とりわけ子供のいる中流・下流世帯が、この措置の恩恵を受ける。経済界に対しては、(老齢)年金額に比例した還付が行われる。CO₂税によって競争力が落ちる可能性がある企業は、CO₂排出削減を正式に約束すれば、免除を申請することができる。この免除措置によって、工業・軽工業セクターから徴収された税が、もともとそれほどエネルギーを消費しないサービス業に流れ込むという効果が緩和される。

〈「競争に関わる協定」、ただし公益性を有する〉

気候サンチームは、自主的な同意に基づく措置である。したがって、連邦政府は、価格に対する上乘せ額や、年間7,000万フランと推定される収入の用途について介入することができない。気候サンチームの推進者たちは、こうした役割を担う独立的な基金を創設する意向を持っている。推進者たちによれば、スイスで予定される措置は、バイオ燃料や建築物のクリーン化を促進するものとなる。また、収入の多くは、国外からの排出クレジットの取得に用いられる予定である。

競争委員会(Comco)は、気候サンチームが「競争に関わる協定」であると見なした。これに関して、連邦議会は、公益性があれば、このような協定も正当化されると考えている。

〈経済に対する長期的な好影響〉

連邦議会の評価によれば、燃焼用燃料に適用する税には、より大きな、より長期のインセンティブ効果を持った価格をもたらすというメリットがある。この効果は2012年(京都議定書の目標年次)を過ぎてからも消えることがなく、新しい削減目標への対応を視野に入れることも可能である。経済界は、信頼性の高い枠組みを手に入れることになる。経済への影響は、むしろプラスになり得る。排出量の減少は、CO₂だけではなく、その他の汚染物質にも関係し、従って保健医療費の削減に寄与する。また、この税は、イノベーションや技術的進歩にも良い影響を与える。スイス経済の根幹をなすのは、中小企業の創意工夫と能力であるから、スイスはこの税によって、大きな成長ポテンシャルを有することになる。その結果、国外市場開拓への道も開かれる可能性がある。

〈今後の予定〉

連邦議会が示した大まかな案には、いくつかの実践的課題がある。これらは、より詳細に検討しなければならない。それゆえ、具体的な施行に向けた提案を準備し、夏までに連邦議会に意見書を提出するという任務がDETECに与えられた。

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..